（※別紙２）

後期高齢者医療一部負担金の免除証明書について

平成２８年熊本地震により被災した後期高齢者医療被保険者の一部負担金の免除期間が延長されます。

【免除期間】平成２８年４月１４日～平成２９年９月３０日

【重要】現在お持ちの「有効期限が平成２９年２月２８日までの後期高齢者医療一部負担金免除証明書」がそのまま平成２９年９月３０日まで使用できます。

※医療機関等の窓口には、現在お持ちの免除証明書と保険証をご提示ください。

※免除証明書をお持ちの方でも、熊本県後期高齢者医療保険の資格を喪失された方は、対象外となります。

※免除証明書を紛失された場合は、再発行になりますので、保険証・印鑑等を準備され、お住まいの市区町村でお手続きください。

【問合せ先】

＊熊本県後期高齢者医療広域連合

〒862-0911

熊本市東区健軍２丁目４番10号　熊本県市町村自治会館２階

TEL：096-368-6777　　FAX：096-368-6577

＊お住まいの市区町村の担当窓口